

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年十一月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月十七日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯塚

孝

<p>路 線 名</p>	<p>南古谷停車場線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>川越市大字並木字中田二二三九番六地 先から同市大字並木字中田二四二番三地 先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限 る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十七年十一月十七日</p>
<p>備 考</p>	<p>交通安全対策事業による。 平成二十年三月二十八日埼玉県 川越県土整備事務所長告示第四 十号で告示した道路区域の一部供 用開始である。 延長六七・〇〇メートル</p>